

男女第157号
令和4年8月22日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 関根 良一 様

岐阜県知事 古田 肇



令和4年度岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業
拡大・支援事業費補助金の交付決定について（通知）

令和4年8月22日付け本部第7号で申請のありました標記補助金について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、申請書に記載されているとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知します。

補助事業に要する経費	500,000円
補助対象経費	500,000円
補助金の額	200,000円
- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された額に対応する補助金の額の区分は、申請書に記載されているとおりとします。
- 4 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業拡大・支援事業費補助金交付要綱を遵守してください。